

### 労働保険料等免除精算時提出書類一覧表

精算時提出書類 保険関係成立区分		労働保険等免除額精算書 (様式13)		労働保険等免除額精算書 (単独有期用) (別紙)		労働保険等免除額精算書 (一括有期用) (別紙)		一般拠出金免除額 精算書(別紙)	特別加入保険料 免除額精算書(別紙)		その他の提出書類 (確認書類など)
		免除対象期間 (H23. 3)	免除対象期間 (H23. 4~H24. 2)	免除対象期間 (H23. 3)	免除対象期間 (H23. 4~H24. 2)	免除対象期間 (H23. 3)	免除対象期間 (H23. 4~H24. 2)	免除対象期間 H22. 4~H23. 3の 賃金総額	免除対象期間 (H23. 3)	免除対象期間 (H23. 4~H24. 2)	
個 別	一元適用事業 (両保険成立)	○	○					○ 注2 〈継続事業〉欄			・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 賃金の支払い状況や労働者数が確認できる書類
	一元適用事業 (労災のみ成立)	○	○					○ 注2 〈継続事業〉欄			・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 賃金の支払い状況や労働者数が確認できる書類
	二元適用事業 (雇用のみ)	○	○								・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 賃金の支払い状況や労働者数が確認できる書類
	二元適用事業 (労災・一括有期)	○ 注1	○ 注1			○	○	○ 注2 〈有期事業〉欄			・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 同一事業主の継続事業に係る免除期間がわかる書類 (免除額精算書(写) など) ・ 一括有期事業報告書(写)
	二元適用事業 (労災・単独有期)	○ 注1	○ 注1	○	○			○ 注2 〈有期事業〉欄			・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 同一事業主の継続事業に係る免除期間がわかる書類 (免除額精算書(写) など)
事 務 委 託	一元適用事業 (末尾0)	○	○					○ 注2 〈継続事業〉欄	○ 注3	○ 注3	・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 賃金の支払い状況や労働者数が確認できる書類
	一元適用事業 (末尾0-労災のみ成立)	○	○					○ 注2 〈継続事業〉欄	○ 注3	○ 注3	・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 賃金の支払い状況や労働者数が確認できる書類
	二元適用事業 (末尾2)	○	○								・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 賃金の支払い状況や労働者数が確認できる書類
	二元適用事業 (末尾4 [03業種]・6)	○	○					○ 注2 〈継続事業〉欄			・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 賃金の支払い状況や労働者数が確認できる書類
	二元適用事業 (末尾4 [03業種除く]・5)	○ 注1	○ 注1			○	○	○ 注2 〈有期事業〉欄	○ 注3	○ 注3	・ 免除対象該当通知書 (写) ・ 同一事業主の継続事業に係る免除期間がわかる書類 (免除額精算書(写) など) ・ 一括有期事業報告書(写)

- 免除要件を満たす場合に必要書類を○印で表示しています。
- 免除対象期間が平成22年度から平成23年度に掛かっているため、年度をまたがって免除要件を満たしている時は精算手続きも年度ごとに分けて行ってください。
- 厚生年金保険と適用単位が同じで既に厚生年金保険において免除期間が確定している場合は、厚生年金保険の「免除承認通知書」と「免除終了確認通知書」の写しを提出いただくことにより同一期間が免除対象となります。ただし、免除となる労働保険料等を確定するために、「労働保険等免除精算書」「賃金の支払い状況や労働者数が確認できる書類」をご提出いただくこととなります。
- 精算手続きは、事業場を管轄する労働基準監督署又は福島労働局労働保険徴収室にご来所いただくか、郵送にて行ってください。ただし、郵送の場合は記入漏れや記入誤り、添付書類の漏れがないか確認のうえご提出ください。(郵送で申請いただく場合、書類不備がありますと審査に時間を要しますのでご理解、ご了承の程お願いいたします。)

- (注) 1 有期事業の免除額精算は(別紙)で提出いただくことから、労働保険料等免除額精算書(様式13)は「労働保険番号」「事業名称」「事業主名」「電話番号」欄を記入押印し、賃金・労働者数欄は斜線を引いてご提出ください。
- (注) 2 免除対象となる一般拠出金は平成23年度一般拠出金(平成22年度の労働者賃金総額×1000分の0.05)となります。年度をまたがって免除要件を満たしている場合、精算手続きはいずれか1回のみとなります。
- (注) 3 免除承認期間内に特別加入者がいる場合は必要となります。